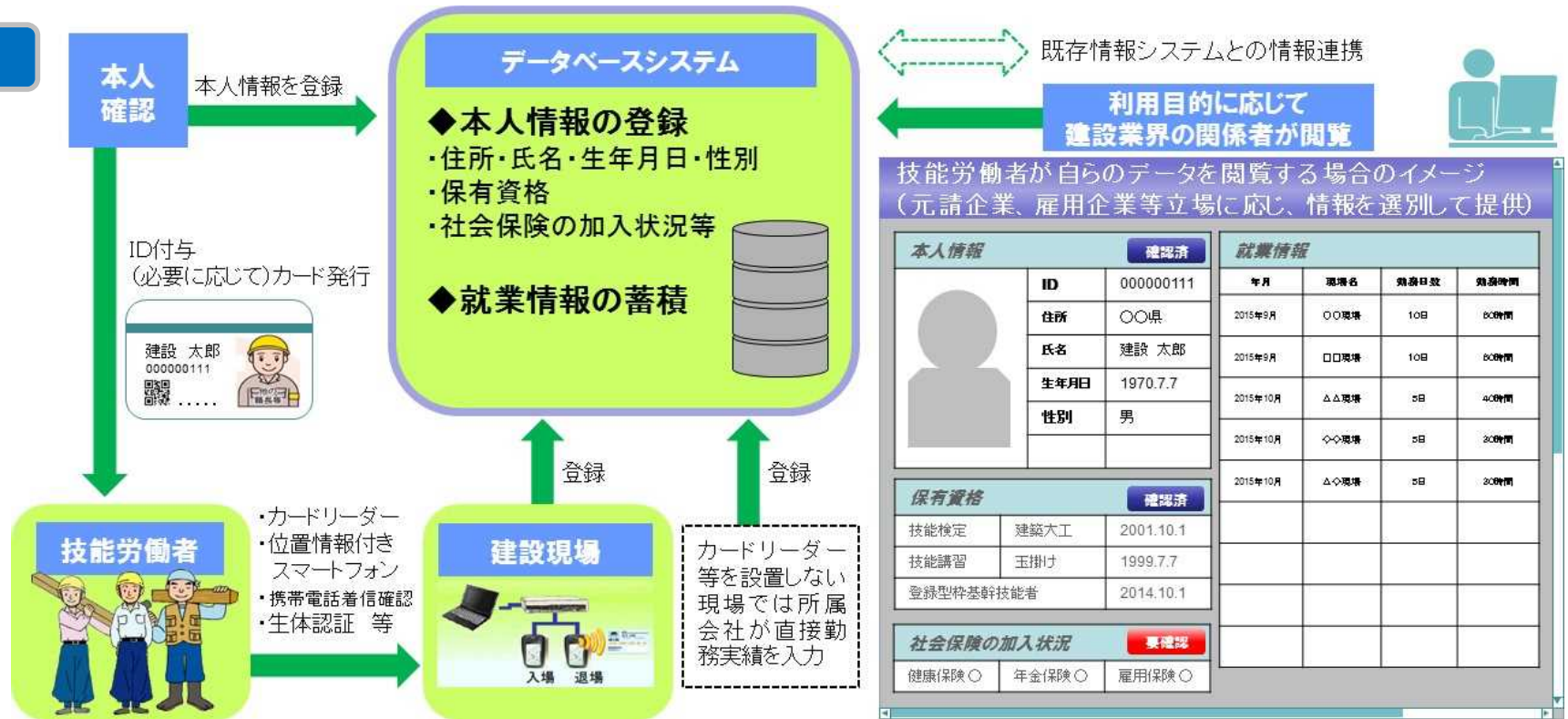


- 技能労働者の処遇の改善に繋がるよう建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築に向け、官民で検討
- システムの構築により、①技能労働者の技能や経験の適切な評価に基づく処遇、②技能や経験に応じた効率的な人材配置等を実現
- 平成28年度後半に試行運用、平成29年度の運用開始を目指す

## システムイメージ



### ① 試験的運用に向けた基本設計等に係る検討

➤ 平成27年度中に民間主体で作成される見込みの建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの基本設計等の内容について、試験的な運用の開始前に、技能労働者の処遇改善といった政策的課題の解決に資するシステムとなっているかとの観点から検討及び必要に応じた改善の提案を行う。

### ② 試験的運用に係る検証及び検討

➤ 複数の公共、民間工事現場において実施される見込みの建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの試験的な運用に際して、技能労働者の賃金水準、支払状況等の処遇面に関してシステム活用の影響が見られるかとの観点から検証及び検討を行う。

# 現場事故防止等のための安全対策支援

## 事業概要

- 平成26年度の全産業の労働災害死亡者数は平成22年度比11.5%減。一方、**建設業は3.3%増加**(特に対前年比では**10.2%増加**)。担い手確保育成のためにも安心して従事できる環境を整えることが喫緊の課題。
- 建設現場の具体的な事故情報が共有されないことから、同一原因による**「繰り返し災害」が多い傾向**にある。
- 事故情報を共有化するために**建設現場事故データベースを構築**するとともに、**啓発教材の作成を支援**する。

## 建設現場事故の傾向・課題

- **同一職種の異なる会社で、同じ原因による「繰り返し災害」が発生する傾向。**  
※実務者、有識者23名からヒアリング
- 事故は、発生させた会社にとってマイナスイメージとなることから、**事故の発生要因や対応状況の情報発信には慎重な傾向**にある。
- そのため、事故を発生させた企業が行った**効果的な対策も共有されず**、同一職種の異なる会社で同じ原因による事故が発生。

★対策として、**事故情報の収集・共有化が有効**

## 対策－事業の内容

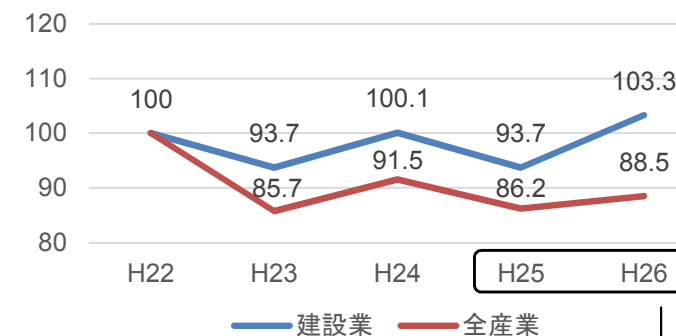
### ①建設現場事故データベースの構築

- ・ 大手ゼネコンや主要専門工事業者に蓄積されている**建設現場での事故事例を収集**。
- ・ 実際の事故発生にまで至らなかった事例(**ヒヤリ・ハット事例**)も収集。
- ・ 専門工事の職種別、実際の作業手順別に事故事例を分類する。あわせて、**再発防止・現場改善事例等も整理**。
- ・ 建設企業等誰でも閲覧可能なデータベースを構築し、事故情報及びその対策を共有化。

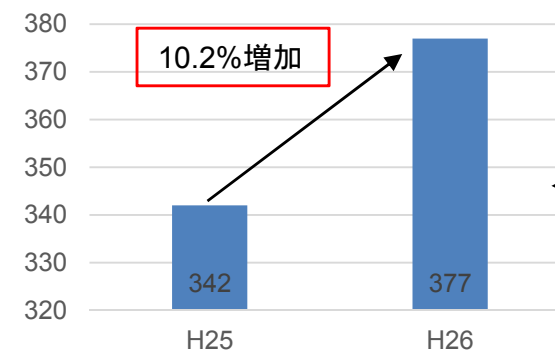
### ②事故防止啓発教材の開発支援

- ・ 地場ゼネコン、専門工事業団体等による**建設現場での事故防止のための啓発教材の作成を支援**。
- ・ 事故の実例、その再発防止策の実例、教育方法など、現場の安全教育の教材となるテキスト、DVD等を作成し、広く周知。

労働災害死亡者数推移(H22を100とする)



労働災害死亡者数(建設業)



### ■本事業の位置づけ(厚生労働省との役割分担)

- ・ 安衛法令上の義務への対応ではなく、**自主的な安全対策を促進し、担い手確保につなげる**。(交通分野でも安全マネジメントとしてヒヤリ・ハットを含めた自主的安全対策を推進)
- ・ 建設企業のあらゆる労働災害ではなく、**建設工事の施工現場における事故に特化**。具体的な施工方法、作業手順を踏まえた原因分析や現場の改善策を共有。

地方公共団体に対して、地域における社会資本の維持管理に資する方式などの新たな入札契約方式の導入・活用を支援(モデル事業※)するとともに、市町村をはじめ地域レベルにおけるダンピング対策、平準化等の運用状況調査や、歩切りの根絶に向けた先進的取組等の効果的な事例の調査・分析、全国におけるワークショップ・出張相談等を通じて現場の改善につながる推進サイクルを創出

## 担い手3法推進サイクル(仮称)の枠組み

### ◆担い手3法(品確法と建設業法・入契法等の一体的改正)

- <目的> 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保等を図る
- <ポイント>
  - ・発注者責務(予定価格の適正な設定(歩切りの根絶等)、ダンピング受注の防止等)の明確化
  - ・多様な入札契約方式の導入・活用

### <担い手3法の運用状況の把握・共有>

- ・ダンピング対策、平準化、適切な設計変更等の取組の運用状況を調査(全地方公共団体に対する悉皆調査)
- ・ホームページにて調査結果を公表

進捗状況(課題)の明確化

### <課題解決に向けた地域毎の取組>

- ・モデル事業※による新たな入札契約方式の導入・活用の支援
- ・歩切りの根絶に向けた先進的な取組等の効果的な事例を収集し、効果分析やヒアリング調査等を実施

効果的・先進的な取組の抽出

### <全国における現場の改善>

- ・歩切りの根絶等による適正な利潤の確保
- ・地域における社会資本の維持管理に資する方式の導入・活用の促進等による担い手の安定的な確保

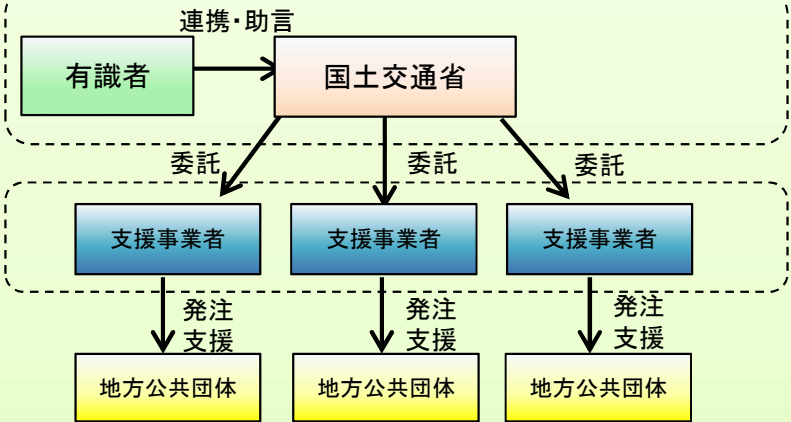
など、現場状況が改善

運用状況の水平展開

### <先進事例の集約・見える化>

- ・先進事例(モデル事業※による取組含む)をホームページで一元的に公表
- ・本省による出張相談やワークショップを実施し、取組が遅れている発注者への直接的な働きかけを強化

### ※モデル事業支援スキーム【継続】



### <地方公共団体の課題と対応する入札契約方式のイメージ>

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増す中、地域の社会資本の維持管理を担う企業が不足し、地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。

➡ 地域における社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、包括発注、共同受注(地域維持型JV、事業協同組合))

既存構造物の補修において、設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把握できないために工事の仕様・数量が確定できず、施工段階で設計変更が多くなる。

➡ 設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)等

- 建設業における女性活躍は、官民挙げた『もっと女性が活躍できる建設業行動計画』（昨年8月策定）を受け、『5年以内に女性倍増』を目指して官民で様々な取組がスタート
- 昂じている機運を業界全体で持続・浸透させ取組を加速化するためには、地域ぐるみの活動の更なる深化・定着の推進とともに、建設業の女性進出で大きな課題と指摘される分野への重点対応と、他産業の創意・活力の活用・取込みを通じた女性活躍の基盤固めが不可欠

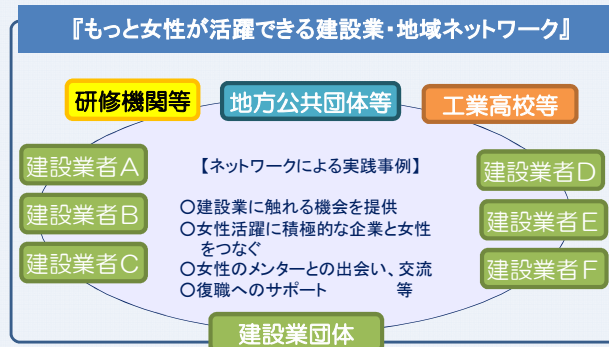
## 女性活躍のための課題に重点的に即応した対策を「パッケージ」で総合的に推進

### ①「もっと女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業

[継続]

企業・業界・行政等の関係者のネットワークが協働で行う地域ぐるみの女性活躍を支える活動を深化

→ 地域での女性活躍を定着



### ②建設業・次世代女性リーダー育成

[拡充]

建設業の女性活躍を牽引する、次世代を担う女性リーダー層を育成・充実

○ロールモデルとなる所長・副所長級の女性リーダーの育成に向けた、

- ・建設業に特化した女性部下を持つ経営者向けの研修
- ・将来の現場で中核を担う女性向けの研修

※科学技術立国を支える理工系女性の育成にも資する取組。



### ③もっと女性が活躍できるモデル工事現場

[拡充]

女性技能者が働きやすい現場の具体的な実践事例が少ない。民間建築現場をはじめ、女性技能者が働きやすい現場を普及するためモデル工事現場を支援

[モデル現場創出に向けた支援の例]

- ・家庭との両立を実現する朝礼環境の整備
- ・女性の作業負担軽減に資する機器
- ・現場職人用の託児環境の整備
- ・現場アドバイザーの派遣

等



### ④女性活躍を応援する多業種横断プラットフォーム

[拡充]

建設業以外(メーカー等)のシーズ・アイデアと、建設業で働く女性のニーズをマッチングするプラットフォームを整備  
女性に役立つ産業外の市場の創意・活力を取り込む

[プラットフォームの活動内容]

- ・コンソーシアムの設置
- ・女性活躍に役立つ新商品開発のサポート
- ・アンケートへの協力や試用のあっせん
- ・商品や様々な創意工夫、先駆的取組を戦略的に広報



(参画企業例)  
・作業服メーカー  
・工具メーカー  
・仮設トイレ  
・自動車

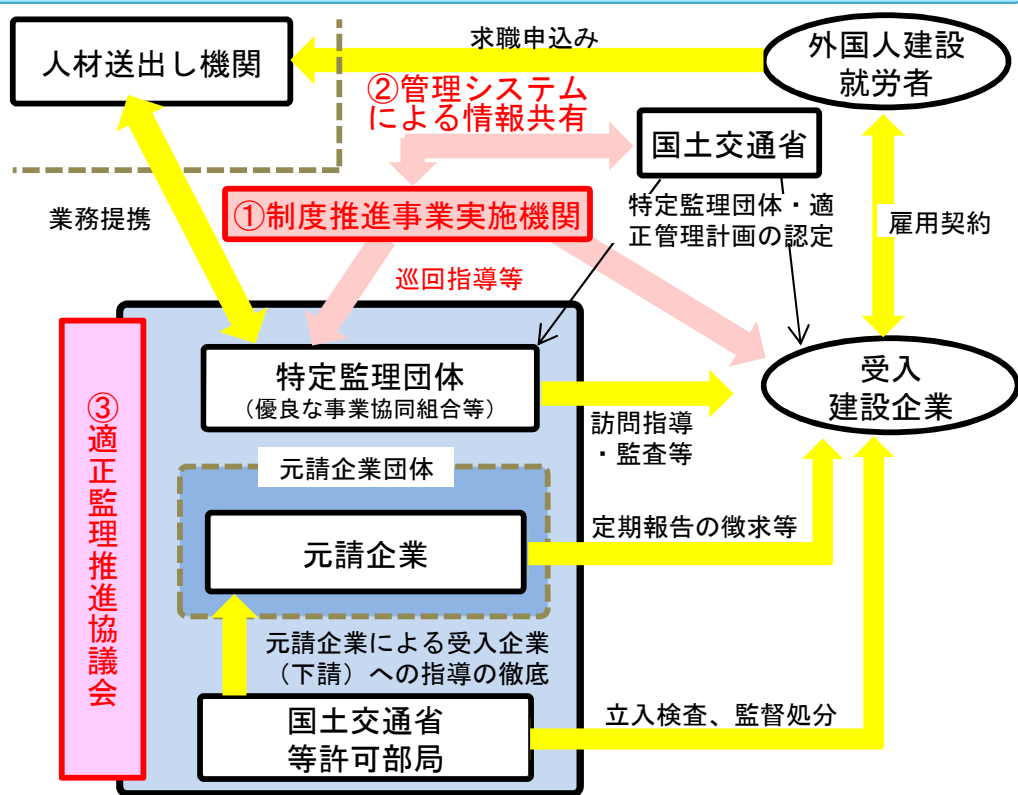
## 【事業概要】

- 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置(平成26年4月4日 関係閣僚会議)に基づき、外国人材活用の適正化に向けた、「制度推進事業実施機関」の活用、管理システムの運営、外国人材の受入状況に係る調査等を実施。

## 【建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置の概要】

- 建設分野の技能実習生について、技能実習の修了後、「特定活動」の在留資格により、雇用関係の下で建設業務に従事することができることとする措置(2020年度までの緊急措置)。
- 在留可能な期間は最大2年以内(再入国者のうち本国に帰国後の期間が1年以上のものは最大3年以内)。

## 本緊急措置の全体イメージ (赤字・赤枠が本事業の対象)



(注) 上記に加え入国管理当局、労働基準当局が外国人の在留管理や受入企業等の監督等を実施

## 経費の内容

- ① 制度推進事業実施機関による巡回指導等
  - 外国人建設就労者(建設分野における技能実習修了者)の受入建設企業、特定監理団体に対する巡回指導、外国人のための母国語の電話相談窓口の設置・運営等を行う。
- ② 外国人建設就労者管理システムの運営
  - 国土交通省と制度推進事業実施機関の間のシステムによる受入情報共有
- ③ 適正監理推進協議会の運営
  - 特定監理団体、元請企業団体等を構成員として外国人建設就労者の受入状況を把握・共有
- ④ 受入状況(賃金水準等)に係る実態把握調査
- ⑤ 建設特定活動活用モデル事業の実施
  - 現地送り出し国において、建設特定活動を見越した事前訓練を行う先導的な事業を支援

➡ 外国人建設就労者の適正な受入れを支援し、円滑な制度運営を実現

- 中小・中堅建設企業等の担い手確保・育成、建設生産システムの生産性向上に重点を置いたアドバイザーによる相談支援、支援チームや経費助成による重点支援を実施。
- あわせて、生産性向上に資するベストプラクティスを実践につなげる研究・整理、建設業に応用可能な他産業の生産性向上の取組も取り入れつつ、建設業版「生産管理モデル」の構築を検討し、本事業スキームによる支援にも活用。

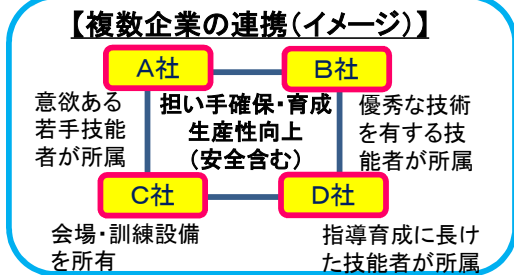
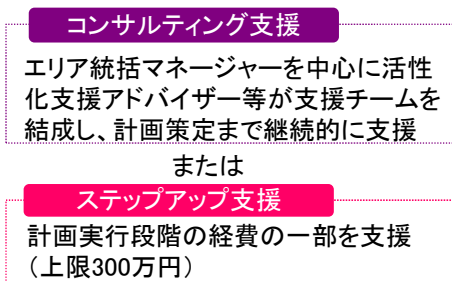
## アドバイザーによる相談支援・重点支援【継続・一部拡充】

### ▶ 活性化支援アドバイザーによる支援

300を超える地域金融機関等のパートナー機関と連携した活性化支援アドバイザー（人材開発の専門家、中小企業診断士、技術士、[労働安全コンサルタント](#)等で構成）により、経営上・技術上の課題解決に資する[幅広いアドバイス](#)を実施。  
※下線部は一部拡充部分

### ▶ 重点支援（コンサルティング支援・ステップアップ支援）

複数の企業等の協働による[担い手の確保・育成](#)または[生産性向上](#)に向けたモデル性の高い取組に対して、[重点支援](#)を実施。



重点支援、アドバイザーの知見から事例・ノウハウ抽出

成果をアドバイザーに還元しアドバイス等の支援を充実

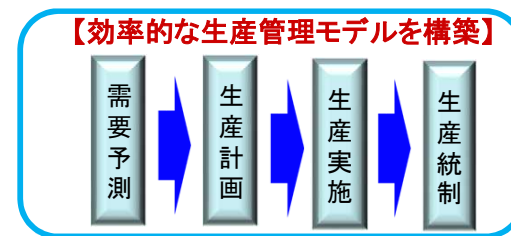
## 生産性向上手法が見える化・モデル化【拡充】

### ▶ 生産性向上ベストプラクティスの見える化

発注者、元請、下請間での発注見通しの共有、BIM活用等の[ベストプラクティスの実践プロセス](#)が見える化。

### ▶ 建設業版「生産管理モデル」の構築

製造業等他産業も参考に経営・現場両面からの建設業版[生産管理プロセスのモデル化](#)を検討。PDCAサイクルによる生産性向上活動も取り入れる。



## ▶ 水平展開－生産性向上の普及・促進を強化【継続・一部拡充】

- 従来のケースブック（レポート）等に加え、地方整備局やパートナー機関との連携を密にし、活性化支援アドバイザー等による[ベストプラクティス・生産管理モデルに関するセミナー・個別相談会](#)を開催。
- オンライン講座等の[効率的・効果的な教育手法](#)を開発・試行。

# 元請・下請取引の適正化・重層下請構造の改善のための調査

建設業における、元請・下請間の取引の適正化を図ることを目的として、**下請取引及び重層下請構造等の実態を把握**する調査を実施

## 1. 現状・課題

- 建設投資の急激な減少、市場規模の縮小による競争激化
- コスト削減のための雇用の請負化、過度な外注化

- ダンピング受注の増加
- 下請企業、技能労働者へのしわ寄せ
- 一括下請等の建設業法違反
- 下請構造の行き過ぎた重層化

- 職業イメージの悪化
- 離職者の増加、若手入職者の減少
- 建設生産システムの生産性低下
- 安全・品質の低下

## 2. 目的・必要性

- 建設産業の担い手確保・育成のためには、**取引の適正化等を通じた技能労働者の処遇改善が必要不可欠**であり、加えて労働力人口が減少する中、社会資本の効果的な整備を図るため、**重層下請構造の改善等を通じた生産性向上を推進することが不可欠**。
- 元請・下請間及び重層下請構造の実態を把握することで、**法令違反に対する監督指導を強力に推進し、円滑に賃金が現場の技能労働者に行き渡る環境を整備**することとともに、**不要な下請契約や行き過ぎた重層化の回避を促し、建設生産システムの生産性向上を図る**ことを目的とする。

## 3. 今後の流れ (H28実施予定内容)

### 下請取引等実態調査(継続)

目的：元請・下請間の取引の適正化を図る

#### 実態調査

建設業者に関する下請契約の締結状況や下請代金の支払状況等の下請け取引の実態を調査

(H26:14,000社に調査票を送付、約12,000社から回答)

↓ 下請不適正取引を行っている建設業者を抽出

指導等の実施  
指導票の送付

立入検査の実施(約1,000社)

各種施策への反映

建設業下請取引の適正化を推進

### 重層化の要因分析調査(継続)

目的：行き過ぎた重層下請構造の改善により、建設生産システムの生産性向上を図る

#### 重層下請構造実態調査(H27年度実施)

工種・規模等別に施工体制を調査し、工種・規模等ごとの一般的な下請構造や、重層化しやすい工種・規模等を統計的に把握。

#### 重層化要因分析調査

H27年度調査を踏まえ、下請次数が標準的な次数と大きく異なる工事を抽出。個々の工事現場について、各下請契約の内容や、重層化に伴い懸念される問題の発生状況を調査し、下請構造が重層化する要因や、重層化に伴う問題と関係性の高い要素を分析。

→ 不要な下請契約や行き過ぎた重層化の回避を促す施策の検討

建設生産システムの省力化・効率化・高度化を推進

→ **適正な市場の形成、技能者の処遇改善、建設生産システムの生産性向上**